



平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社クレディセゾン
代表者名 代表取締役社長 林野 宏
(コード番号 8253 東証第 1 部)
問合せ先 広報室長 岡田 治美
(TEL (03) 3982 - 0700)

プロセッシング業務再編へ向けた会社分割等に関する契約締結について

当社は、株式会社みずほ銀行(以下、「みずほ銀行」)及びユーシーカード株式会社(以下、「ユーシーカード」)と、平成 19 年 1 月 30 日に締結した基本合意書に基づき、クレジットカード事業における共同プロセッシング会社(以下、「プロセッシング新会社」)の設立を含む新しいビジネスモデルの構築に向け、「統合・再編成」を行なうことについて、今般下記のとおり合意いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 今般合意した業務再編の内容

(1)「統合・再編成」の基本的な内容

当社とユーシーカードが各々保有しているクレジットカードに関するプロセッシング事業を分割し、プロセッシング新会社に統合いたします。

当社は、当社の会社分割に伴う事業承継完了後は、プロセッシング新会社の株式の 51%を保有いたします。(当社の「分割」の内容については、別紙1を参照)

(2)プロセッシング新会社の設立

プロセッシング新会社を以下のとおり設立します。

STEP1

ユーシーカードは、本年 10 月 1 日を目途に会社分割(物的新設分割)の方法により、クレジットカードに関するプロセッシング業務を集約的に行なうことを目的としたプロセッシング新会社を設立し、ユーシーカードのプロセッシング業務全般を承継させます。

当社は、主にクレジットカードに関するデータエントリー業務をプロセッシング新会社に業務委託いたします。

分割後のユーシーカードは、加盟店・UC ブランド管理等に特化した事業を展開いたします。

STEP2

当社は、平成20年4月1日を目途に会社分割(物的吸収分割)の方法により、クレジットカードに関する審査・インフォメーション・プロモーション・途上与信の各業務を、一部特殊業務を除き、プロセッシング新会社に承継させます。

分割後の当社は、会員事業を中心とした規模拡大を更に推進してまいります。

(3) プロセッシング新会社の資本構成

プロセッシング新会社の資本構成は以下のとおりとなります。

STEP1(ユーシーカード株式会社の会社分割による設立時)

ユーシーカード 100%

STEP2(当社の会社分割による事業承継並びにユーシーカード、みずほ銀行及び当社間のプロセッシング新会社株式の売買後)

当社 51%

みずほ銀行 49%+取締役半数選任権付株式+新株予約権(「新株予約権」については別紙2をご参照下さい。)

(4) 組織体制

プロセッシング新会社の組織体制は以下のとおりとなります。

取締役8名(当社・みずほ銀行がそれぞれ4名ずつを指名)

常勤取締役:当社指名の取締役のうち3名以内、みずほ銀行指名の取締役のうち2名以内

代表取締役社長:当社が指名、代表取締役会長または代表取締役副社長:みずほ銀行が指名

監査役4名(当社・みずほ銀行がそれぞれ2名ずつを指名)

常勤監査役は、2名(当社・みずほ銀行がそれぞれ1名ずつを指名)

以 上

当社の会社分割について

1. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割契約締結	未定
分割の効力発生日	平成20年4月1日（予定）

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、ユーシーカードの子会社であるプロセッシング新会社を承継会社とする吸収分割です。

なお、分割会社である当社にとって、本件会社分割は、会社法第784条第3項の要件を充足するものであり、株主総会による承認を得ずに行なう予定です。

(3) 承継会社が承継する権利義務の内容

承継会社は、下記クレジットカードに関するプロセッシング業務（但し、一部特殊業務を除く）に係る資産・負債、権利義務及び契約上の地位のすべてを当社から承継いたします。

- ① 審査業務
- ② インフォメーション業務
- ③ プロモーション業務
- ④ 途上与信・管理業務

(4) その他分割に関する詳細事項

その他分割に関する詳細事項に関しましては、今後決定次第速やかにお知らせいたします。

2. 会社分割後の当社とプロセッシング新会社の関係

当社とプロセッシング新会社との間で、プロセッシング新会社に承継させたプロセッシング業務に関して業務委託契約を締結いたします。

3. 会社分割後の当社の状況

(1) 商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期の変更はありません。

(2) 当社の連結業績に与える影響

今回の分割が当社業績に与える影響については軽微なものになると見込んでおります。

新株予約権について

プロセシング新会社は、みずほ銀行を引受け先とした新株予約権を下記の内容にて発行する予定です。

記

(1) 新株予約権の概要

(2) に示される行使事由が発生した場合に限り、みずほ銀行は新株予約権を行使することができる。新株予約権を行使した場合、みずほ銀行は合計でプロセシング新会社の株式の 3 分の 2 超を保有することになる。

(2) 新株予約権の行使事由

新株予約権は以下のいずれかの場合にのみ行使することができる。

- ① 第三者が当社の議決権の 3 分の 1 超を取得した場合(なお、ここでいう「第三者」には、当該第三者が新たに当社の株主としての議決権を取得する場合には特別関係者(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)(以下「証券取引法」という)第 27 条の 2 第 7 項に定義される意味を有する)を含み、その他の場合には共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される意味を有する。但し、同項に定める「当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合」とは、当社の取締役の選任若しくは解任又は当社の株主総会の特別決議事項(定款変更を除く)のいずれかに関して、当社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合のみをいうものとする)を含むものとし、「議決権」比率は、当該時点において潜在株式(財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に定義される意味を有する)が存在する場合には、当該潜在株式に係る権利が全て行使されたと仮定して算定するものとする)
- ② 当社とみずほ銀行との間で別途合意したプロセシング新会社の経営に重大な影響を及ぼす事由等が発生した場合。

(3) 新株予約権の割当日及び払込期日

平成 20 年 4 月 1 日目途

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、プロセシング新会社の取締役会の承認を受けなければならない。

新株予約権が行使された場合の当社とプロセシング新会社のプロセシング提携関係

新株予約権が行使された結果としてプロセシング新会社の経営体制が変更された後も、当社業務上の支障や顧客への不利益が最小限に留められるような取り決めとなっております。

以 上